

若桜町監発第51号  
平成31年3月29日

若桜町長 矢部 康樹 様  
若桜町議会議長 川上 守 様

若桜町監査委員 藤原 重明

同 山本 安雄

### 定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、下記のとおり提出します。

#### 記

- 1 監査の実施日 平成31年3月29日（金）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 にぎわい創出課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
  - 迎賓館の利用状況、迎賓館に関わる支出経費の状況について
  - その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点 (1) 施設の利用状況はどのようなものか。  
(2) 事業は経済性を十分考慮されているか。  
(3) 施設は適正に管理されているか。
- 5 監査の結果 開設以来、利用率が低いまま推移しており、非効率な施設となっている。町民の施設として広く活用できるよう工夫、改善を行い、利用促進に努められたい。また、施設については、長期的な視点に立ち、利用状況を勘案しながら費用対効果を考慮し管理されたい。

以上